

平成 2 1 年 8 月 2 6 日  
経 済 産 業 省  
関 東 経 済 産 業 局

## 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する 業務停止命令（12か月）について ～ 高額掛け軸の電話勧誘販売業者処分 ～

経済産業省は、主に高齢者に対して掛け軸を販売していた電話勧誘販売業者である株式会社日彫（本社：東京都千代田区）に対し、特定商取引法の違反行為を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本年8月27日から平成22年8月26日までの12か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するように本日命じました。

また、併せて、同社に対し、同法第22条の規定に基づき、同社が勧誘の際に、あたかも特定の消費者だけに用意された掛け軸であるかのように告げていた内容は虚偽である旨を、同社の勧誘を受け購入した消費者に通知することを指示しました。

同社は、勧誘員の1名が、本件違反行為と同様の方法により電話勧誘販売を行っていたため平成19年1月22日に経済産業省から業務停止命令を受けた事業者の元代表取締役であることを知りながら、勧誘員として電話勧誘業務に従事させ、その結果として違反行為の発生を防止することなく放置しており、同社の責任はきわめて重いことから、特定商取引法上可能な最長の業務停止期間である12ヶ月間業務の停止を命じました。

なお、認定した違反行為は、不実告知、氏名等不明示等です。

- 1．株式会社日彫（以下「同社」という。）は、高齢者の名簿を入手し、当該名簿に記載されている情報に基づき消費者宅に電話をかけ、掛け軸（以下「本件商品」という。）の電話勧誘販売を行っていたところ、「 地区で掛け軸の購入者として 人が選ばれた。」などと、あたかも特定の消費者だけに用意された掛け軸であるかのように告げ、本件商品の勧誘を行っていました。しかし、実際にはそのような事実はなく、高齢者の名簿を使って勧誘していただけでした。
- 2．同社は、認知症等の脳機能低下の状態にある者が正しい判断をすることが難しい状況にあることに乗じて、当該消費者との間で、電話勧誘の方法により、本件商品の売買契約を締結していました。

- 3 . 同社は、本件商品の売買契約の勧誘の際、消費者が「いない、買わない。」と断ったにもかかわらず、執拗に勧誘を続けたり、製作依頼申込書等を送付して勧誘を行うなどしていました。
- 4 . 同社は、本件商品の売買契約の勧誘にあたり、その勧誘に先だって、正式な事業者名を告げていませんでした。
- 5 . 同社は、売買契約の締結をしたときに消費者に対して交付する契約書面において、担当した者の氏名として偽名を記載していました。また、同書面には「書面の内容を十分に読むべき旨」を記載しておらず、書面に不備がありました。

**【本件に関する問い合わせ先】**

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

## 株式会社日彫に対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社 日 彫（以下、「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 津 戸 一<sup>つと かず</sup>
- (3) 所在地：東京都千代田区麹町一丁目6番地
- (4) 資本金：1,600万円
- (5) 設立：昭和59年2月1日
- (6) 取引形態：電話勧誘販売
- (7) 商品：掛け軸（399,000円）
- (8) 売上高：平成19年4月～平成20年3月 約12億円
- (9) 従業員：20名

### 2. 取引の概要

株式会社日彫(以下「同社」という。)は、全国各地の高齢者の氏名等が記載された名簿を基に、名簿に掲載されている消費者に対し、「東京のエス・エム・エー」などと名乗り、同社営業員が消費者に電話をかけ、掛け軸(以下「本件商品」という。)の売買契約を締結していたものである。

### 3. 行政処分の内容

#### (1) 業務停止命令

##### 内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ・ 売買契約の締結について勧誘すること。
- ・ 売買契約の申込みを受けること。
- ・ 売買契約を締結すること。

##### 業務停止命令の期間

平成21年8月27日から平成22年8月26日まで(12か月間)

#### (2) 指示関係

同社は、同社取扱いの掛け軸があたかも特定の消費者だけに用意されたものであるかのように告げて本件商品を販売した者に対して、当該勧誘内容は虚偽であったことを平成21年9月26日までに通知し、同日までにその結果について関東経済産業局長まで報告すること。

#### 4. 業務停止命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

##### (1) 氏名等不明示（特定商取引法第16条）

同社は、本件商品に係る売買契約の勧誘に先立って、電話勧誘顧客に対して、同社の正式な名称を告げていなかった。

##### (2) 再勧誘（特定商取引法第17条）

同社は、電話勧誘顧客が本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を行い、または、再び電話をかけて勧誘していた。

##### (3) 書面不備（特定商取引法第19条第1項）

同社は、電話勧誘行為により電話勧誘顧客から本件商品の売買契約の申込みを電話等により受け、その売買契約を締結した際に、当該電話勧誘顧客に対して交付している書面に、担当した者の氏名として偽名を記載していた。また、当該書面に「書面の内容を十分に読むべき旨」を記載していなかった。

##### (4) 電話勧誘顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項に係る不実告知（特定商取引法第21条第1項第7号）

同社は、本件商品に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、高齢の電話勧誘顧客に対し、「 地区で掛け軸の購入者として 人が選ばれた。」などと、あたかも特定の消費者だけに用意された掛け軸であるかのように告げていた。

しかし、実際にはそのような事実はなく、高齢者の名簿を使って勧誘していただけであった。

##### (5) 判断力の不足に乗じた契約の締結（特定商取引法第22条第3号、特定商取引法施行規則第23条第2号）

同社は、電話勧誘顧客が認知症等の脳機能の低下状態にあつて、正しい判断を下すことが困難な状況にあることに乗じて、本件商品の売買契約を締結させていた。

## 5 . 勧誘事例

### 【事例 1】

同社の販売員Wは、平成20年2月ころ、消費者Aの自宅に電話をかけ、京都の有名なお寺の住職が、「あなたのお名前が珍しく、良い名前なので、特別に書を書いてくれる。」と告げて勧誘したが、Aは「辞退します。」と何度も断った。しかし、Wは連日のように「書は、掛け軸に仕立て、箱には京都の有名なお寺の住職が箱書きをしてくれる。」「価格は、40万円になりますが、家宝になりますよ。」などと勧誘を続けた。仏教に関心があり、仏教に関する書物も読み、書にも興味を持っていたAは、京都の有名なお寺の住職のことも話を聞いたことがあったので、このような偉い住職が私のために特別に書いてくださり、家宝にもなるということであれば、少し高くても仕方ないと思い、最終的には購入することを決めた。

このようにして申込んだ掛け軸が、3月下旬に届いた。桐箱の中書に『平成(空欄)年三月吉日』とあり、平成20年の『二十』の記載がないので不審に思い、当該寺院に電話をして確認したところ、「特定の人のために掛け軸は書いていない。」との返事があり、Wの勧誘内容は嘘であったことが判明した。

### 【事例 2】

同社の販売員Xは、平成20年6月ころ、消費者Bの自宅に電話をかけ、エス・エム・エーのXと名乗り「区で掛け軸の購入者として2名が選ばれた。」「宝物だから今を逃せば手に入らない。」「定価は399,000円である。」などと勧誘した。しかし、年金を頼りに生計をたてていたBは、大きな金額であったことから「年金暮らしで買えません。」と言って断った。するとXは、「もう一人の人は年金暮らしでも支払をしている、払えないことはないだろう。」と、Bが何度断っても電話を切らず、執拗な勧誘を続けた。Bは最後まで「買えない。」と言って電話を切った。しかし、Xから速達で封書が届き開封せず放置していたところ、続いてXから電話があり、封書を開封して契約書に名前を書くように言われ、「名前を書くまで電話を切らないから。」と契約書に名前を書くことを強要され、すぐにその契約書をポストに投函するよう指示され、「これから長い付き合いになるからね。」と言われた。

### 【事例 3】

同社の販売員 Y が電話勧誘した消費者 C は、C の娘によると、最近、物忘れが激しく、認知症の症状が見受けられるようになり、病院で MRI の検査を受ける状況であった。

平成 20 年 6 月ころ、C 宛に宅配便で荷物が届いているのを見つけた C の娘は、荷物の内容を調べ、同社に対して「明確に注文した物でないので返品して解約する。」と申し入れたが、対応した販売員 Y は「注文品なので解約できない。」と拒否した。

### 【事例 4】

同社の販売員 Z から、平成 20 年 9 月ころ、消費者 D は自宅に「東京のエス・エム・エーです。」と電話があり、世間話をした後、「地域で 2 名が選ばれた。」「京都の有名お寺の有名なお坊さんの書の掛け軸をお分けすることができる。」「家宝になりますよ。」と勧誘を受けた。「いない。」と何度も断ったが、Z は、全く聞き入れようとせず、「あなたのために精魂込めて書いてくれる名作です。」「この作品は、完全限定品であり、全国で 80 名しかお分けすることができない。」などと長時間にわたり執拗な勧誘を受けた。なかなか電話を切ってもらえず、少しは掛け軸に興味があったことから、「いくらですか？」と聞くと「399,000 円。」と言うので、「へえ、高い。」と言うと「3 回の分割払にすることができる。」「この機会を逃すとこの掛け軸を入手することはできませんよ。」と言われたので、「資料を送ってください。」と言って電話を切った。

後日、パンフレットと製作依頼申込書等が送られてきたが、申込みをせずにいたところ、Z より電話があり「書類を送ったのですが見ていただけましたか。」と聞かれたので、「お断りしたいと思います。」と答え電話を切った。すると、同社の販売員 X からすぐに電話があり、「天皇陛下に砂をかける気か。」「あんた、なんちゅうこと言うねん、もう契約はできてんねん。」「京都の有名なお寺の住職に製作依頼してしまっている。」と怒鳴られた。